

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による

固定資産税課税免除申請の手引き

提出・お問合せ先：三朝町役場町民課 税務係

電話 0858-43-3505

I. 固定資産税の課税免除

(1) 課税免除

三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

(2) 申請方法

(4) 課税免除の要件を確認のうえ、Ⅲ提出書類一覧に記載の書類をそろえて申請期限までに町民課税務係まで申請をお願いします。

※べ切後は申請を受け付けることが出来ません。ただし、国の法改正などにより期限が延長される場合があります。

(3) 課税免除の内容

対象資産に係る固定資産税について、3年間課税免除します。

<参考法令等>

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- 租税特別措置法
- 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則
- 三朝町過疎地域持続的発展計画

(4) 課税免除の要件

(※以下のほか、法令等の要件がございます。町民課税務係までお問合せください。)

対象地域	三朝町全域
対 象 者	●<u>青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産を取得等※した者</u> ※【取得等】とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。 ※<u>ただし、資本金額が 5,000 万円超の法人については、新設※、増設※したもののみが対象となる。</u> ※【新設】とは、製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を町内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合をいう。 ※【増設】とは、製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に町内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合をいう。
対象業種	<u>製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業※、情報サービス業等※</u> ※【農林水産物等販売業】とは、対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。 （※例）観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストラン など ※【情報サービス業等】とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、通信販売業、市場調査業等をいう。

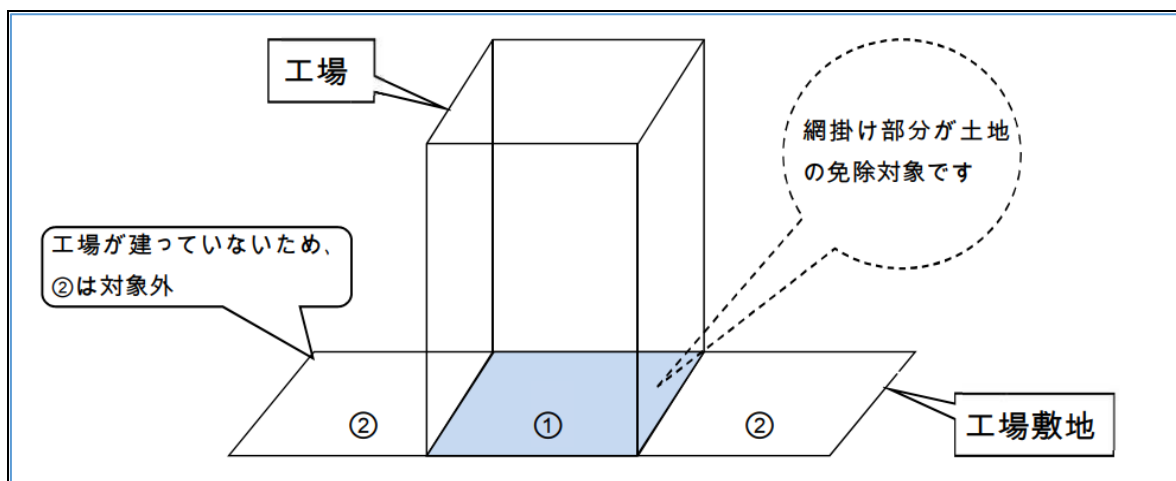
対象資産			対象資産			
			土地	家屋		償却資産
	業種 区分	製造業	建物の敷地である土地 ※建物垂直投影部分に限る。	事業に係る建物及びその附属施設	工場用建物 等	機械及び装置
		旅館業			ホテル用、旅館用、簡易宿泊用建物 等	
		情報サービス業等			作業所 等	
農林水産物等販売業		無人販売所、売店 等				

投資規模	家屋・償却資産の取得価額の合計額が次の表区分の額以上のもの					
		個人	法人			
資本金規模						
			0 万 円 ～ 5,000 万円	5,000 万円超～ 1 億円	1 億円超	
業種 区分	製造業	500 万円	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	
旅館業						
情報サービス業等	500 万円	500 万円				
農林水産物等販売業						
※取得価額とは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額をいう。（圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額）						
※土地は、課税免除の対象資産となるが、この取得価額の判定には含まない。						
適用条件	土地は、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手あった場合に限り免除対象となる。 土地取得日 ：所有権移転した日（登記の受付日） 建設着手日 ：工事着工日（工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日）					

Ⅱ. 課税免除の対象となる固定資産

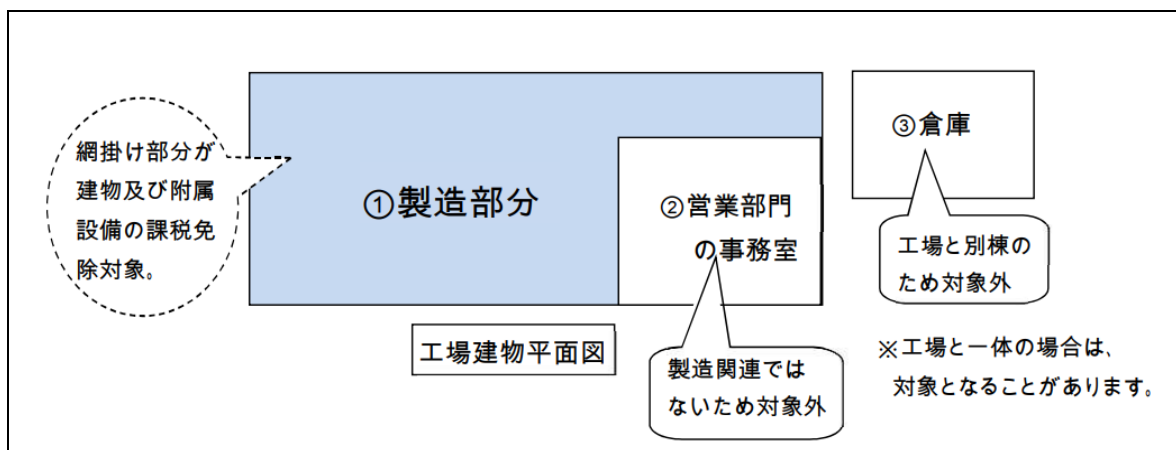
(1) 土 地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設の着手があったものに限る。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となる。
- 3 次のような場合は、①が免除対象、②は免除対象外となる。



(2) 建物及びその附属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限る。
- 2 次のような場合は、①が免除対象、②及び③は免除対象外となる。



(3) 償却資産

- 1 事業の用に供される「機械及び装置」に限る。
- 2 既存施設の取替又は更新のために生産設備の増設をした場合においては、その新増設により生産能力、処理能力が従前に比して概ね30%以上増加した部分に係るものに限る。

Ⅲ. 提出書類一覧 ◎必須書類

No	提出書類	指定様式	確認事項	対象資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
1	課税免除申請書	規則様式第1号	対象資産の確認	◎	◎	◎
2	不動産登記事項証明書 (※対象家屋が未登記の場合は不要)	—	令和9年3月31日までに取得していること	◎	◎	—
3	法人履歴事項全部証明書 (※個人の場合は不要)	—	資本金の額	◎	◎	◎
4	家屋平面図・配置図	—	・直接事業の用に供している部分であること ・対象家屋の敷地である土地であること ・事業に係る建物及びその附属設備であること ・対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること	◎	◎	—
5	対象資産の売買契約書等 工事請負契約書等	—	・令和9年3月31日までに取得していること ・取得価額の合計額が要件を満たしていること ・取得要件（取得区分）を満たしていること ・取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合の土地であること ・対象家屋の垂直投影部分に限る土地であること	◎	◎	◎

No	提出書類	指定様式	確認事項	対象資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
6	償却資産申告書 ※対象資産をマーカー等で判別 できるようお願いします。	—	・令和9年3月31日までに取得していること ・機械及び装置であること	—	—	◎
7	償却資産の使状状況が分かる次の書類 ・機械及び装置の配置図 ・生産工程表 ・配置状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産 申告書に記載した名称を記入すること ※製造業の工場の場合、配置 図に生産ラインを矢印で示すこと	—	・直接事業の用に供している部分であること ・直接事業の用に供している機械及び装置であること	—	—	◎
8	事業計画書	—	・一の設備を構成するものであること	◎	◎	◎
9	【申請者が法人の場合】 対象資産が減価償却資産である ことが分かる次の書類 ・法人税申告書別表1、 ・法人税申告書別表16の(1)(2) ・特別償却額の計算に関する付 表（対象資産の記載があるもの） ※特別償却を行っていない場合 は、その理由書	—	・青色申告書を提出する法人であること ・減価償却資産であること ・租税特別措置法第45条第3項の特別償却の対象と なる資産であること	◎	◎	◎

No	提出書類	指定様式	確認事項	対象資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
10	【申請者が個人の場合】 対象資産が減価償却資産であることが分かる次の書類 ・ 確定申告書の写し ・ 青色申告書に添付すべき貸借対照表の写し ・ 損益計算書の写し ・ 減価償却資産の償却費の額に関する計算書の写し（対象資産の記載があるもの） ※特別償却を行っていない場合は、その理由書	—	・ 青色申告書を提出する個人であること ・ 減価償却資産であること ・ 租税特別措置法第 12 条第 4 項の特別償却の対象となる資産であること	◎	◎	◎

Ⅲ. 提出書類一覧 ●該当する場合のみ提出が必要

No	提出書類	指定様式	確認事項	対象資産の種類		
				土地	家屋	償却資産
1	【屋外に生産工程と密接不可分な設備を配置している場合】 償却資産の使用状況が分かる次の書類 ・ 機械及び装置の配置図 ・ 生産工程表 ・ 配置状況が分かる写真 ※配置図、写真には償却資産申告書に記載した名称を記入すること ※製造業の工場の場合、配置図に生産ラインを矢印で示すこと	—	・ 屋外の土地等対象家屋内における生産工程と密接不可分な生産であること ・ 作業工程を組成する工業生産設備のための屋外の土地であること	●	—	—
2	【資本金額が 5,000 万円超える法人、かつ既存設備の取替え又は更新のために工業生産設備の新增設した場合にのみ提出】 ・ 増設に伴う増加生産額一覧表	—	・ その新增設により生産能力が従前に比して相当程度（概ね 30%）以上増加したときにおける当該工業生産設備のうちその生産能力が 増加した部分に係るものであること	—	—	●